

個人情報保護に対する基本方針

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団(以下、「当財団」といいます)は、当財団の業務に関連し、その活動を行うために多くの個人情報を保有するものであるところ、個人情報の保護が重大な責務と考え、情報主体をはじめ広く社会からの信頼を得るために、以下の通り個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

記

当財団は、個人情報について、関係法令その他の規範及び当財団策定にかかる各種規程等の定めるところに従い、当財団において業務に従事するすべての者に対してその周知・徹底を図り、適切にこれを取り扱います。

一 個人情報の適切な収集、利用、提供、委託

- 1 個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- 2 当財団が利用・保管する各種個人情報の利用目的については以下の通りとします。

【寄附者・チケット購入者の個人情報】

- ・寄附の申込みに関連する業務
- ・当財団が関わるプロジェクト等の事業に関する案内
- ・市場調査、データ分析やアンケート等の実施及びその結果を当財団の事業に活用するとき

【助成対象者の個人情報】

- ・助成申請の公募に関連する業務
- ・市場調査、データ分析やアンケート等の実施及びその結果を当財団の事業に活用するとき

【採用応募者の個人情報】

- ・当財団における採用活動、採用後の人事・労務・安全管理及びこれに関連する業務

【メールマガジンにご登録されている個人情報】

- ・当財団が関わるプロジェクト等の事業に関する案内
- ・市場調査、データ分析やアンケート等の実施及びその結果を当財団の事業に活用するとき

- 3 収集した個人情報は、次の場合を除き、第三者に提供又は開示することはありません。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
- (2) 個人情報保護法 23 条 1 項 1 号ないし 4 号に定める例外に該当する場合

- 4 個人情報を第三者に委託して利用する場合は、当該第三者における安全管理措置の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持を含め適切な監督を行うために必要な事項を定めた業務委託契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督をします。

二 個人情報に関する安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の予防及び是正のため、当財団内において規程を整備し安全対策に努めます。

三 改善措置

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じて本方針をはじめ各種規程等につき、変更、修正、又は追加を行うなど、改善をするよう努めます。

四 開示等請求への対応

当財団が本個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合、及び本人の個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合には、こちら(電話 03-6380-9864、事務局長)までお問い合わせください。当財団内規に従い、合理的な期間(原則 2 週間、ただし件数の多い場合・複雑な請求の場合など対応に時間を要するに関しては 30 日を予定しています)、妥当な範囲内でこれに対応します。

五 苦情の処理

当財団は、個人情報取扱に関する苦情(開示等に係る当財団の措置に対する請求者からの不服の申立の受付、匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情申入を含む)については、こちら(電話 03-6380-9862、コンプライアンス担当)までお問い合わせください。適切かつ迅速な処理に努めます。

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 個人情報管理規程(以下「この規程」という。)は、公益財団法人さわかみオペラ財団(以下「当財団」という。)が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して当財団の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

- ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 役職員等

当財団に所属するすべての理事、監事、評議員、選考委員及び職員をいう。

(6) 個人情報管理者

個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 当財団は個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、当財団において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ(以下、「個人情報等」という)の取扱いにつき定めるものとし、当財団の業務に従事するすべての役員等に対してこれを適用するものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

第5条 当財団は、個人情報を取扱うにあたっては、利用の目的(以下「利用目的」という)をできる限り特定する。

2 当財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条 当財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 当財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表する。

2 本人から直接、個人情報を取得する場合には、本人に対して、その利用目的を明示する。

3 当財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、公表する。

(第三者提供の制限、確認・記録義務の履行)

第9条 当財団は、次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

(1) 個人情報保護法23条1項1号ないし4号に定める例外に該当する場合

- 2 当財団は、個人データについて、その提供を第三者に対して行う場合、個人情報保護法 25 条及びその他関係法令の規定に基づき、適切に確認・記録義務を履行する。

第 2 節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性・最新性の確保、消去義務)

- 第 10 条 当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。また、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去しなければならない。

(安全管理措置)

- 第 11 条 当財団では、取り扱う個人データ漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第 3 節 役職員等及び委託先の監督

(役職員等に対する指導・監督)

- 第 12 条 当財団は、本章第 1 節及び第 2 節の各規定に係る各事項を具体的を実施するためにすべての役職員等にこれを遵守させる。

- 2 当財団は、役職員等に個人情報等を取り扱わせるにあたり、これが適切に行われるよう監督を行う。

(委託先の監督)

- 第 13 条 当財団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持を含め適切な監督を行うために必要な事項を定めた業務委託契約を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

- 2 前項の適切性の判断に当たっては、本規程ほか、当財団の定める規律の水準を基にこれを行うものとする。

第 4 節 本人からの開示等の請求に対する対応

(本人からの請求に対する対応)

- 第 14 条 当財団は、保有個人データにつき個人情報保護法 28 条ないし 30 条の規定に基づき、請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で合理的な期間、適切な範囲でこれに応ずるものとする。

第5節 当財団に対する苦情への対応

(当財団による苦情の処理)

第15条 当財団は、個人情報の取扱いに関する苦情について適切かつ迅速な処理をしなければならない。

2 当財団は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制を整備する。

第三章 個人情報保護へ向けた体制

(個人情報管理責任者)

第16条 当財団においては、代表理事を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、当財団で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底する。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

4 個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関し、内部規程の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。

(教育)

第17条 個人情報管理責任者は、当財団の業務に従事するすべての役職員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ個人情報保護の確実な実施を図るため、教育担当を指名し、継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

(通報及び調査義務等)

第18条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第19条 当財団の役職員等により、保有あるいは取扱いを委託している個人情報の漏洩があった場合は、速やかに個人情報管理責任者に報告するとともに、漏洩の内容を個人情報の本人に通知する。

2 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、必要に応じて次の各号に掲げる事項を関係機関に報告するよう努める。

(1) 漏洩した情報の範囲

(2) 漏洩先

(3) 漏洩した日時

(4) その他調査で判明した事実

3 個人情報管理責任者は、必要に応じて関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(改 廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

2016 年 12 月 14 日 施行